

請願(陳情)者の意見陳述について

請願者は、提出した請願書の審査が行われる委員会に出席して、請願書を提出するに至った経緯・事実関係などを述べること(意見陳述)ができます。(ただし、請願書の審査を行う委員会が意見陳述を行うことが妥当と認めた場合に限りです。)

意見陳述を希望される場合は、請願書提出の際、意見陳述を希望する旨を議会事務局までお申し出ください。

なお、意見陳述の際には次の事項に留意してください。

○請願の審査日時は、委員会開催日時の決定後にお知らせします。

なお、陳述をしていただく時間につきましては、会議の進行状況によるため、何時になるかわかりかねます。また、本委員会では意見陳述の申し出の件を諮り、許可がとれてから入室、そして陳述をしていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

○意見陳述を行うため委員会に出席できる請願者は、請願代表者を含め2名以内とします。請願代表者がやむを得ない理由で出席できないときは、委員会の許可を得て、代理人が意見陳述者となることができます。

○意見陳述の時間は5分以内です。

○請願について、委員が質問をすることがあります。

なお、意見陳述者は委員に対して質問はできません。

○参考資料等の配布はできません。パネル等の提示には、委員長の許可が必要です。

○委員会の審査は、原則公開です。会議録も意見陳述者の氏名、発言内容等を記録し、公開します。

○意見陳述、及び質問の時間が終わりましたら、退室していただきます。

○意見陳述の際は、委員長の指示に従ってください。